

当院の施設基準・加算について

当院は令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴い、加算については以下の通りに対応いたします。

【医療情報取得加算】

当院は、オンライン資格確認システムを導入し、マイナ保険証を活用して、受診歴、手術歴、薬剤情報や特定健診等の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。厚生労働省が定められた診療報酬算定要件に従い、医療情報取得加算を算定しています。

- ・初診時：1 点
- ・再診時：1 点（3 ヶ月に 1 回）

正確な情報を取得・活用し、質の高い医療の提供につなげるため、患者様にはマイナ保険証によるオンライン資格確認の利用にご協力をお願い致します。

※令和 7 年 8 月から算定を開始いたします。

【医療 DX 推進体制整備加算】

当院はオンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。

また、電子処方箋および診療情報共有サービスの導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

- ①オンライン請求を行っています。
- ②オンライン資格確認を行う体制を整えています。
- ③電子資格確認をして取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を整えています。
- ④電子処方箋の発行する体制を整えています。
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を整えています。
- ⑥マイナ保険証利用を推進するなど、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- ⑦医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示しています。

※上記の体制により、令和 7 年 4 月 1 日より初診料算定時に「医療 DX 推進体制整備加算」を月に 1 回に限り算定します（マイナ保険証の利用率に応じての点数の為、毎月の請求点数が変わる可能性があります）

【明細書発行体制等加算】

当院では、医療の透明性向上と患者様への適切な情報提供を重視しています。そのため、お会計の際に領収証とともに、個々の診療内容や料金が詳しく記載された明細書を無料で発行しております。

明細書の発行をご希望されない場合は、お手数ですが受付スタッフまでお申し付けください。患者様のご要望に応じて対応させていただきます。

※令和 7 年 8 月から算定を開始いたします。